

東運寺護持会会則

- 一、本会は東運寺護持会と称し、事務所を東運寺内に置く
- 一、本会は東運寺の法燈を護持し、寺門の興隆を計ることを目的とする
- 一、本会は東運寺檀信徒、および篤信者をもって組織する
- 一、本会会員は毎年所定の会費を本会に納入するものとする
- 一、本会の会金は東運寺の本山費、公費、建物の維持・修繕費、境内の整備費、その他本会に必要な費用の支弁に充てるものとする
- 一、本会の会計は、毎年三月一日より翌年二月末日までとする
- 一、本会は毎年一回総会を開催する